

令和5年度（令和4年度分）

監 査 結 果 報 告 書

定期監査結果報告

財政援助団体等監査結果報告

令和5年8月

苅田町監査委員

# 目 次

## I 定期監査

第1	監査の目的	2
第2	監査の方法	2
1	監査の主な着眼点	2
2	監査の重点項目	2
3	監査の実施期間及び対象機関等	2
第3	監査の結果の概要	3
第4	各重点項目の監査結果	3
1	修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について	3
(1)	監査の内容	3
(2)	監査の視点	3
(3)	監査の結果及び意見	3
2	負担金、補助金、助成金等の交付事務について	3
(1)	監査の内容	3
(2)	監査の視点	4
(3)	監査の結果及び意見	4
3	財産について	4
(1)	監査の内容	4
(2)	監査の視点	4
(3)	監査の結果及び意見	4

## II 財政援助団体等監査

第1	監査の概要	5
1	監査の種類及び対象団体等	5
2	監査の着眼点	5
3	監査の重点項目	5
4	監査の方法	5
5	監査の実施期間及びヒアリング等	5
第2	監査の結果	6
1	監査結果	6
2	監査の意見	6

## I 定期監査

### 第1 監査の目的

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正・適切に行われているかについて、「苜田町監査基準」（令和2年苜田町監査委員告示第3号）に準拠して監査を実施した。

### 第2 監査の方法

監査の方法は、事前に提出を受けた資料について関係職員から説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

また着眼点及び重点項目については以下のとおりとした。

#### 1 監査の主な着眼点

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的、効率的かつ効果的に執行されているか
- ③ 組織・運営の合理化に努めているか

#### 2 監査の重点項目

- ① 修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について
- ② 補助金、負担金及び助成金等の交付事務について
- ③ 財産について
  - ・財産（土地・建物等）の管理
  - ・出資による権利
  - ・債権の管理状況

#### 3 監査の実施期間及び対象機関等

- ① 実施期間 令和5年6月19日～令和5年8月9日
- ② ヒアリング日程及び対象機関

ヒアリング日程		対象機関
7月6日	午前	総合行政委員会事務局 議会事務局 消防本部
	午後	環境課 住民課 建設課
7月7日	午前	子育て・健康課 都市計画課
	午後	税務課 生涯学習課 学校教育課
7月11日	午前	福祉課 財政課 企画課 農政課
	午後	上下水道課 交通商工課
7月12日	午前	総務課
	午後	土地区画整理課

### 第3 監査の結果の概要

重点項目の各項目について、関係書類の提出を求め監査した結果、概ね財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。また検討・改善を要する事務処理も一部見受けられたため、各重点項目の監査結果を踏まえ、今後より一層、適切な事務の執行に努められたい。

### 第4 各重点項目の監査結果

#### 1 修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について

##### (1) 監査の内容

地方公共団体の事業執行にあたって、工事の請負や必要な物品・サービスの調達は、その多くが契約によってなされるものであり、契約のあり方は行政の適正かつ効率的な執行において重要な役割を果たすものである。また、財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いもの調達するために、法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則として掲げている。一方、この原則を貫くと調達の準備や時間が必要となり当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得るため、指名競争入札や随意契約による調達が例外的な取り扱いとして認められている。さらに地域活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要がある。

上記を踏まえ、今回の監査は、所管課が締結した契約事務が経済的かつ効率的で、法や内部規範に基づき適正に執行されていたかについて聞き取りにより検証を行った。

##### (2) 監査の視点

- ① 契約事務手続きは適正か
- ② 随意契約の理由は法令に照らして適正か
- ③ 契約変更の理由や手続きは適正か

##### (3) 監査の結果及び意見

監査を行った結果、契約事務については概ね適正なものであったが、次の通り改善・検討すべき事項が見受けられた。

工事請負契約については、今年度も着手後に様々な事案の発生により設計変更を余儀なくされたことに伴う契約変更が見られた。契約変更にあたっては、工事設計等契約変更事務取扱要項を遵守し、工事等の発注にあたり、事前の計画及び調査を綿密に行い、工期中みだりに設計変更が生じないように十分に注意するよう努められたい。

従前から定期監査において指摘している草刈業務委託に関する積算や契約変更については、各課において概ね改善がなされているが、当初よりも増額した契約変更も見られた。仕様書作成時には積算を適切かつ慎重に行うとともに、天候不良等による草刈回数増加に伴う増額が生じないように、草刈の実施時期については請負業者と十分に協議を行い決定するよう努めるとともに、必要に応じて工期の変更についても検討するよう努められたい。

#### 2 負担金、補助金、助成金等の交付事務について

##### (1) 監査の内容

##### ① 負担金について

負担金は、法令に基づいて支出が義務付けられている負担金のほか、地方公共団体が任意で加入している各種団体等に対する負担金や研修参加の負担金等がある。負担

金の支出にあたっては、その目的が明確であり、かつ公益上の必要性を有するものを対象とし、経済的かつ効率的な支出に努めていく必要がある。

このため、各課が支出している負担金について、適正に交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

② 補助金、助成金等について

補助金、助成金等については、法で「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、町は公益上必要があると認めた場合にのみ、特定の事業や活動を助長、奨励するために、反対給付なく補助金を支出することができるものである。

このため、各課の補助金等交付について、その性質や目的、効果に照らして適正に交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

(2) 監査の視点

- ① 負担金支出の目的・効果は適正か
- ② 補助金・助成金支出の目的・効果は適正か

(3) 監査の結果及び意見

負担金や補助金・助成金等の支出については、主に前年度から増加や減少があった項目について聞き取りを行ったが、概ね適正なものであった。

なお、交付先団体に繰越金が過剰に発生している事例が見受けられた。今後の補助金交付にあたっては、効果や必要性等について、十分な検討を行ったうえで交付するよう努められたい。

### 3 財産について

(1) 監査の内容

財産については、法で「財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定されており、町が保有する次の財産を対象として、財産が適正に管理され、有効活用が図られているかについて聞き取りにより検証を行った。

- ① 財産（土地・建物等）
- ② 出資
- ③ 債権

(2) 監査の視点

- ① 財産の管理は適正か（売払い、買取、出資、債権管理等）

(3) 監査の結果及び意見

財産については、今回の監査では主に前年度から増加や減少のあった項目について聞き取りを行ったが、概ねその管理は適正なものであった。

## II 財政援助団体等監査

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類及び対象団体等

地方自治法第 199 条第 7 項の規定及び菟田町監査基準に基づき、町が財政的援助（補助金交付等）を行っている団体について、令和 4 年度事業から団体を抽出し監査を実施した。

団体名	菟田町シルバー人材センター
補助金の名称	菟田町シルバー人材センター運営費補助金
令和 4 年度補助金額	6,736,000 円
所管課	福祉課

#### 2 監査の着眼点

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的で、効率的かつ効果的に執行されているか

#### 3 監査の重点項目

- ① 補助金交付の妥当性
- ② 財政援助団体における補助金に係る出納事務等の妥当性

#### 4 監査の方法

事前に提出を受けた財政援助等に係る出納関係帳簿や通帳の写し、規約等の資料を審査するとともに、援助団体や所管課に対して、主に次の事項について質疑応答の方法で聴取した。

- ・ 補助対象事業の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- ・ 団体の経理事務及びチェック体制、他事業への流用の有無について
- ・ 補助金交付申請及び実績報告等の適正な執行について
- ・ 補助金に係る会計経理の適正な執行について
- ・ 関係帳票の整備及び記帳の適正な執行について
- ・ 領収書等の適正な整理保存について
- ・ 補助対象事業における公益上の必要性の確認について
- ・ 担当課による補助効果の確認及び支出の実態の把握について
- ・ 担当課による交付団体への指導・監督について

#### 5 監査の実施期間及びヒアリング等

##### ① 実施期間

令和 5 年 6 月 15 日～令和 5 年 8 月 9 日

##### ② ヒアリング日程及び対象団体

日 程	対象団体	場 所
7 月 12 日 (水) 10:30～11:20	菟田町シルバー人材センター (所管：福祉課)	菟田町役場 403 会議室

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果

提出された資料の検証及びヒアリングの結果、団体の出納事務並びに所管課の補助金交付事務は、概ね適正に処理されていると認められた。

### 2 監査の意見

財政援助団体への補助金等に係る監査の結果、概ね適正に事務処理されていると認められたが、次の点に留意していただきたい。

- (1) 財政援助団体については、事務規程において、支出命令等の決裁権限が明確でない支出科目が見られるため、事務規程の整理を検討されたい。なお、補助金に係る事務処理について不明な点がある場合は、所管課に随時相談するなどして今後も適切な執行に努められたい。
- (2) 所管課においては、補助金交付事務に関して日頃から団体への適切な指導監督に努められたい。また、補助金交付を漫然と継続することのないよう、交付の目的や効果について毎年検証するとともに、団体と連携して補助金交付の効果をあげるよう努められたい。